

【参考】

イベント・観光施設等における参加者・利用者名簿の考え方について

長野県

国では、人と人との距離が確保されない場合など、感染拡大防止の観点から、イベントの主催者や施設の管理者等が、参加者・利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握することについて広く周知するよう求めていきます。

名簿作成の考え方をとりまとめましたので、参考にしてください。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、発症前2週間の行動調査、接触者調査を実施し、感染拡大防止に努めています。作成していただいた名簿は、イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、保健所が実施する行動調査、接触者調査に限って利用いたします。

2 利用方法

- ① 接触者と推定される方に、利用施設から確認の電話
(確認内容：利用実態の有無、行政への情報提供の可否)
- ② 情報提供を承諾された方に限り、管轄保健所へ情報提供
- ③ 保健所から協力依頼・聞き取り調査の実施
- ④ 濃厚接触者に該当する場合には健康観察等の実施

※濃厚接触者：患者と同居あるいは長時間の接触があった方、手で触れることのできる距離（目安1m）で、感染予防策なしで15分以上の接触があった方 等

3 留意事項

- ① 目的・利用方法を説明し、同意を得た上で作成してください。
- ② 入口に案内板を設置するなど、利用者への周知にご配意ください。
- ③ 個人情報保護にご留意ください。
例：A 名簿の保管は鍵付きロッカーとする。
B 目的外の使用はしない。
C 行政への情報提供の際は本人の承諾を得る。
- ④ 名簿の保管期間は概ね1か月としてください。